

環境アセスメント

三重県環境影響評価条例の概要



開発事業による重大な環境影響を防止するためには、事業の内容を決めるに当たって、事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要です。

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、住民等、市町長、知事から意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。



三重県

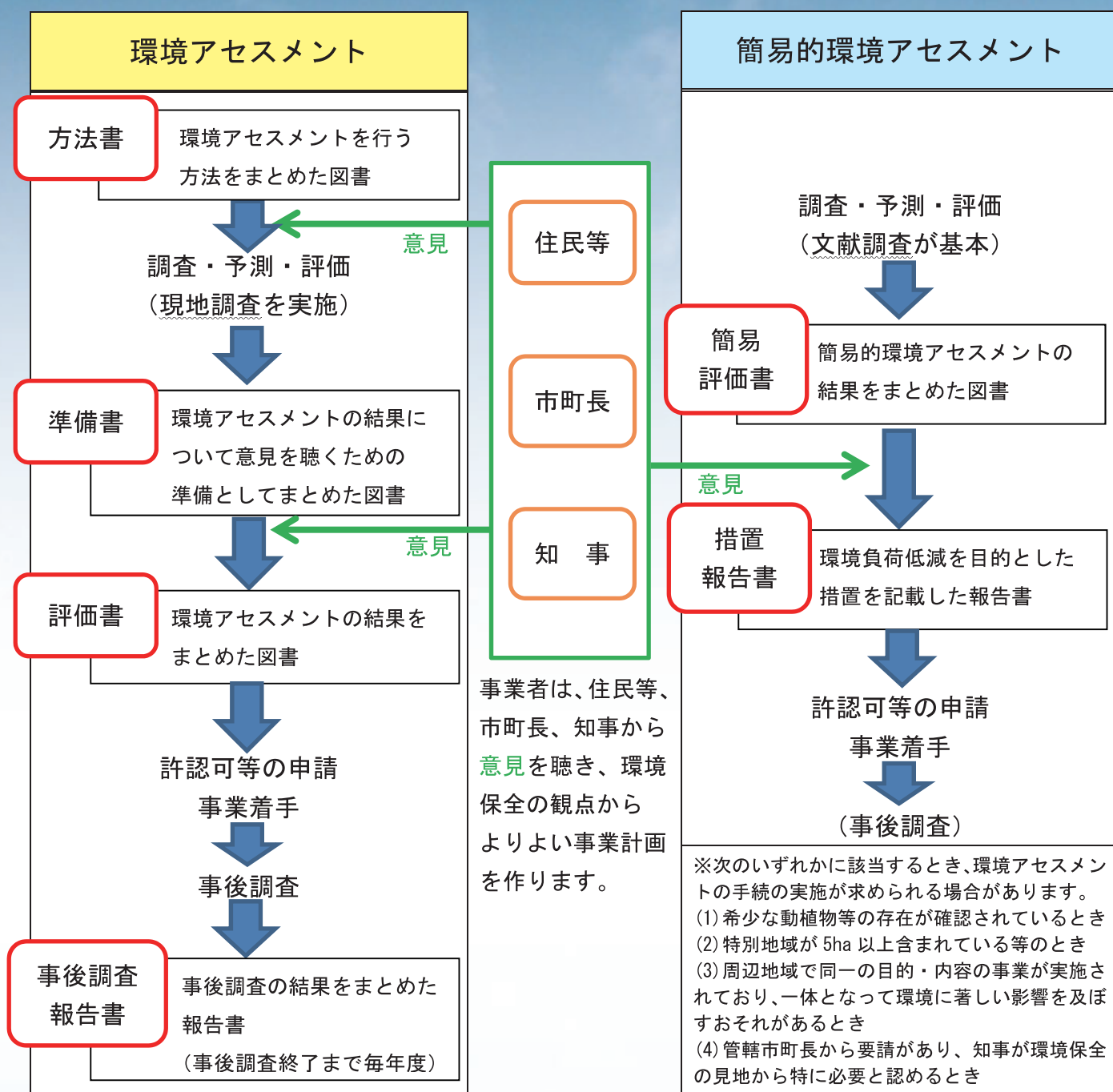
対象事業・準対象事業の規模要件(条例施行規則別表第1・第60条)

事業種類		規模要件	
		対象事業 (環境アセスメントを実施)	準対象事業 (簡易的環境アセスメントを実施)
1 道路	自動車専用道路 一般国道等	4車線すべて 4車線 5km 以上	
2 ダム、堰	ダム	堤頂高 30m 以上 湛水面積 20ha 以上	
	堰	長さ 300m 以上	
3 鉄道又は軌道		延長 5km 以上	
4 飛行場		すべて	
5 電気工作物	水力発電所	出力 1.5 万 kW 以上	
	火力発電所	出力 5 万 kW 以上	
	地熱発電所	出力 5 千 kW 以上	
	風力発電所	出力 7 千 500kW 以上	
6 廃棄物 処理施設	廃棄物最終処分場	敷地面積 2.5ha 以上	
	廃棄物焼却場	処理能力 4t/時以上	
7 流域下水道終末処理場		すべて	
8 工場又は事業場 (太陽光発電所を除く)		排ガス量 10 万 m ³ /時以上 排出水量 5 千 m ³ /日以上 面積 20ha 以上 ※	
9 公有水面埋立		面積 15ha 以上	
⑩ 土地区画整理事業		面積 20ha 以上 (用途地域 50ha 以上)	面積 10ha 以上 (用途地域 25ha 以上)
⑪ 工業団地の造成		面積 20ha 以上 ※	面積 10ha 以上 ※
⑫ 住宅団地の造成		面積 20ha 以上	面積 10ha 以上
⑬ 流通業務団地の造成		面積 20ha 以上 ※	面積 10ha 以上 ※
⑭ スポーツ又はレクリエーション施設等	ゴルフ場	面積 20ha 以上 ※	面積 10ha 以上 ※
	スポーツ又はレクリエーション施設	面積 20ha 以上 ※	面積 10ha 以上 ※
	公園事業	面積 20ha 以上 ※	面積 10ha 以上 ※
	都市公園	面積 50ha 以上 ※	面積 25ha 以上 ※
⑮ 宅地その他の用地造成		面積 20ha 以上 ※	面積 10ha 以上 ※
16 農用地の造成		面積 75ha 以上 ※	
17 土石の採取又は鉱物の掘採		面積 20ha 以上	面積 10ha 以上
18 複合開発整備事業		⑩～⑮の事業の面積と規模要件との比の合計が 1 以上	
港湾計画(条例第40条)		面積 100ha 以上	

※は、工業専用地域の面積を除いた面積です。

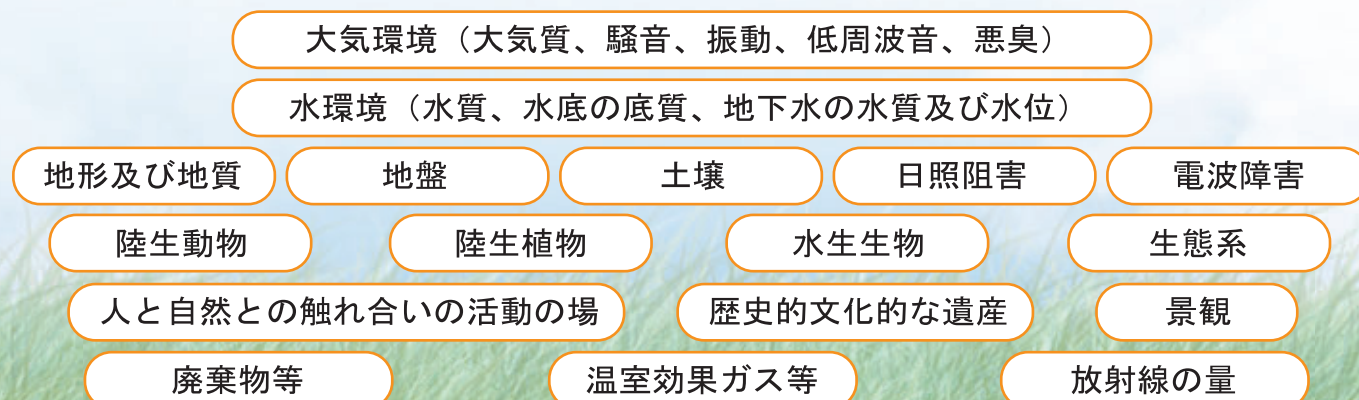
★ 特別地域(国立公園の特別地域等)で実施する事業については、規模要件が厳しくなります。

環境アセスメントの流れ



※三重県条例には、事業計画の検討段階で行う「配慮書」の手続はありません。

調査・予測・評価を行う項目



よくある質問



Q 簡易的環境アセスメントは、従来の環境アセスメントと比較して何が簡易的になるのですか？

A 調査・予測・評価のうち、調査の部分が簡易的になります。通年（四季）での現地調査は必須ではなく、文献等から得られた調査結果をもとに、事業が環境に与える影響を予測・評価していただくことになります。

また、書類作成や意見聴取の回数を少なくすることにより、手続を簡略化しています。



Q 大規模太陽光発電（いわゆるメガソーラー）事業を行うには、環境アセスメント※の実施は必要ですか？
（※簡易的環境アセスメントを含みます。以下同じです。）

A 一定規模以上の区域内において土地の造成を行う場合には、「宅地その他の用地の造成事業」として環境アセスメントの実施が必要になります。

既に造成済の土地で新たに土地の造成を行わずに施設を設置する場合は、環境アセスメントの実施は不要です。



Q 風力発電事業を行うには、環境アセスメントの実施は必要ですか？

A 環境影響評価法の規模要件（発電所の出力が5万kW以上）に該当する場合は、法律に基づく環境アセスメントの実施が、三重県条例の規模要件（発電所の出力が7,500kW以上）に該当する場合は、条例に基づく環境アセスメントの実施が必要になります。

以上の規模要件に該当しない場合でも、三重県条例の「工場又は事業場」または「宅地その他の用地の造成事業」の規模要件に該当する場合は、三重県条例に基づく環境アセスメントの実施が必要になります。



Q 環境アセスメントを実施しないと着工できませんか？

A 評価書を公告（または措置報告書を知事等に送付）するまで、事業の着工はできません。

また、各種許認可等の申請等の前に、評価書（または措置報告書）を知事等に送付しなければなりません。



Q 環境アセスメントを実施せずに着工した場合、どうなりますか？

A 環境アセスメントを実施するよう、勧告する場合があります。また、勧告に従わない場合は事業者名等を公表し、併せて、市町長及び林地開発許可や農地転用許可等の許認可等を行う機関に通知する場合があります。

